

都道府県記者クラブ記者 各位

地方税共同機構 第1回設立委員会を開催しました

本日、地方税共同機構（以下「新機構」といいます。）の設立に向けて、第1回設立委員会を開催しました。

1 開催日時

平成30年7月4日（水）午前9時から10時まで

2 開催場所

全国知事会 知事室（東京都千代田区平河町2-6-3都道府県会館6階）

3 出席者（敬称略）

河野 俊嗣（宮崎県知事・設立委員会委員長）

高橋 正樹（富山県高岡市長・設立委員会委員長代理）

岩田 利雄（千葉県東庄町長・設立委員会委員長代理）

4 主な議題・決定事項

- (1) 設立委員会、設立委員会事務局の設置
- (2) 委員長・委員長代理の選任
- (3) 全国地方税務協議会及びOSS都道府県税協議会の業務等に関する調整（別紙1）
- (4) 地方税共同機構の設立までのスケジュール（別紙2）
- (5) 定款、初年度の事業計画及び予算の作成に関する基本方針（別紙3）

～地方税共同機構とは～

地方税ポータルシステム（eLTAX）の今後の役割拡大を踏まえ、平成30年度税制改正においてeLTAXの運営主体の組織運営のガバナンスの強化等のため、現在の運営主体である（一社）地方税電子化協議会を解散し、新たに地方税法上に規定される法人（地方共同法人）として地方税共同機構を設立することとされました（平成31年4月設立）。

新機構は、地方3団体が選任する設立委員（都道府県知事1名、市長1名、町村長1名）が設立することとされているため、本日、3名の設立委員が一堂に会し、第1回設立委員会を開催し、新機構の設立準備を開始したものです。

問合せ先：設立委員会事務局（一般社団法人地方税電子化協議会内）担当：山本・斉藤・新納

電話：03-3507-0211 FAX:03-3507-0214

全国地方税務協議会及び〇〇〇都道府県税協議会の業務等に関する調整

現在の全国地方税務協議会及び〇〇〇都道府県税協議会の業務については、地方税法上の地方税共同機構（以下「機構」という。）の業務の範囲に含まれ得るものであり、法律によりガバナンスが確立された組織体制の下で一体的に機構が行うことが適切と考えられることから、平成31年4月の機構による承継に向けて必要な調整を図っていくものとする。

併せて、一般社団法人地方税電子化協議会、全国地方税務協議会及び〇〇〇都道府県税協議会においては、平成31年4月の解散及び業務等の承継が円滑に行われるよう準備を進めていくことが必要である。

全国地方税務協議会の概要

【別紙1 - 参考資料①】

平成30年4月現在

【設立目的】

本会は、地方団体間の税務行政運営上の協力を推進し、納税者の信頼に応える地方税制の確立に資することを目的として設立したものである。

【組織化】 平成5年1月29日

【平成30年度事業計画】(平成30年度予算:91,505千円)

- 1 税務研修
会員団体等の税務職員を対象に研修を実施
ブロック別徴収事務研修、直税課税研修、
政令指定都市研修(個人住民税又は固定資産税)、
軽油引取税調査事務研修、不動産評価研修、
特別研修(滞納整理事務新任管理監督者研修等)
- 2 調査研究等
 - a: 地方税に係る諸問題についての検討
(地方税制等検討委員会及びワーキンググループを設けて検討)
 - b: 軽油引取税全国協議会の事務局活動
 - c: 会員の講演会等の開催に対する助成
- 3 税務広報等
 - a: 地方税制改正に係るポスター、チラシ作成、配付等の広報活動
 - b: 「全国税協通信」の発行
 - c: ホームページの開設・運営
- 4 税務職員表彰
総務省自治税務局が主催する地方公共団体税務職員表彰への協力
- 5 情報収集・提供

【会議】

- 1 総会 年2回実施予定(8月、2月)
- 2 代表幹事会 年3回実施予定(5月、7月、1月)

【会員】 67名
(東京都主税局長、道府県税務主管部長、政令市税務主管局長)

【役員】

会長 東京都(主税局長)
副会長 7名
神奈川県 群馬県 福井県、滋賀県、鳥取県、
静岡県 神戸市
(県税務主管部長、政令市税務主管局長)
監事 3名
大阪府 福島県 大分県(税務主管部長)

【幹事】 67名
(都道府県税務主管課長、政令市税務主管部長)

【代表幹事】 19名
(都道府県税務主管課長、政令市税務主管部長)

常任幹事：北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、
愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、
福岡県、横浜市、大阪市

ブロック代表幹事：

北海道・東北ブロック	福島県
関東・甲信越ブロック	群馬県
北陸・東海ブロック	福井県
近畿ブロック	滋賀県
中国・四国ブロック	鳥取県
九州ブロック	大分県
政令指定都市 東日本ブロック	静岡県
政令指定都市 西日本ブロック	神戸市

【事務局】 5名

OSS都道府県税協議会の概要

【別紙1 - 参考資料②】

平成30年4月現在

【設立目的】

協議会は、都道府県の相互協力により自動車税及び自動車取得税に係る自動車保有関係手続のワンストップサービスの円滑な導入を促進し、安定的に運営することを目的とする。

【組織化】 平成16年6月22日

【平成30年度事業計画】(平成30年度予算:403,250千円)

- 1 OSS共同利用化システムの運営及び税制改正に対する対応
 - ・OSS共同利用化システムの円滑で適切な運営管理
 - ・自動車関連税制の改正に伴い、必要となるシステム改修への対応
- 2 OSS新規稼働予定団体への支援
 - ・新規導入団体の稼働に向けた準備に係るスケジュールの調整や操作方法等についての支援
- 3 OSS共同利用化システムの利用率の向上
 - ・関係機関と連携し、利用率のさらなる向上を図る
- 4 自動車税納付確認の電子化(JNKS)
 - ・自動車税納付確認システムの安定的な稼働及び利便性の向上

【会議】

- 1 委員会 年2回実施予定(5月、8月)
- 2 代表幹事会 年4回実施予定(4月、7月、11月、3月)

【委員】 47名
(都道府県税務主管部長)

【役員】
会長 東京都(主税局課税部長)

副会長 2名
神奈川県(総務局システム担当部長)
大阪府(財務部税務局長)

監事 2名
愛知県(総務部長) 北海道(総務部長)

【幹事】 47名
(都道府県税務主管課長)

【代表幹事】 8名
(都道府県税務主管課長)

ブロック代表幹事:

北海道・東北ブロック

関東・甲信越ブロックⅠ

関東・甲信越ブロックⅡ

北陸・東海ブロック

近畿ブロック

中国ブロック

四国ブロック

九州ブロック

北海道

東京都

神奈川県

愛知県

兵庫県

広島県

香川県

福岡県

【事務局】 3名

地方税共同機構の設立までのスケジュール

(平成30年7月4日)

時 期	事 項
平成30年 7月4日	○ 第1回設立委員会 (設立委員会の設置及び設立委員会事務局の設置、定款並びに初年度の事業計画及び予算の作成に関する基本方針、理事長となるべき者の選定方針)
7月上旬	□ 3協議会において初年度の事業予定等について整理
7月17日	○ 第2回設立委員会 (定款案、平成31年度事業計画・予算の概要案、負担金按分方法案等)
7月下旬～8月	□ 全国説明会(地方税電子化協議会)
9月	○ 第3回設立委員会 (平成31年度事業計画・予算・負担金按分方法案、理事長となるべき者の指名等)
10～11月	□ 代表者会議委員の選任(全国知事会・全国市長会・全国町村会)
平成31年 2月	○ 第4回設立委員会(総務大臣へ定款等認可申請) ※申請期限 平成31年3月15日
	□ 機構の所在予定オフィスへの移転(3協議会)
3月	□ 定款等の認可(総務大臣)
4月	地方税共同機構の成立・設立登記・業務開始 ○ 設立委員会から機構の理事長への事務引継 □ 代表者会議(役員の任命・任命同意、運営審議会委員の任命等) □ 運営審議会(業務方法書に対する意見等) □ 代表者会議(業務方法書の決定等)

(注) ○は設立委員会の事項

□は設立委員会以外の事項

※ 第3回、第4回設立委員会は書面開催もあり得る

定款、初年度の事業計画及び予算の作成に関する基本方針

1 機構のガバナンス

地方税法において定款で規定することとされている代表者会議の委員の定数及び任期、役員 of 定数及び任期、運営審議会 of 委員の定数等については、効率的な組織運営に留意しつつ、機構において適切な組織運営のガバナンスが発揮されるよう規定する。

なお、地方税電子化協議会等は、これまで、事業内容等に地方団体の実務者の意見を反映するための仕組みを設けてきた。機構においてもそのような仕組みの必要性は変わらないことから、定款において必要な仕組みを規定する。

2 平成 31 年度の機構の事業及び予算

機構は、地方税法第 782 条に規定する業務に係る事業を行う。

地方税電子化協議会、全国地方税務協議会及び O S S 都道府県税協議会が実施してきた事業については、機構が承継して実施する。特に、平成 31 年度においては以下の事業を行う。

地方税電子化協議会が実施してきた事業について、地方税共通納税システムの平成 31 年 10 月からの稼働、平成 31 年 9 月の次期 e L T A X システム更改にあたってのシステムの安全性・信頼性の確保、e L T A X システムの利用者の増大や「行政手続コスト」削減のための基本計画への対応、システム障害対応等緊急対応への備え等を行う。

全国地方税務協議会が実施してきた事業について、地方消費税率引上げ等に対応する広報の充実を行う。

O S S 都道府県税協議会が実施してきた事業について、セキュリティ対策を充実するほか、自動車税の環境性能割対応のシステム開発等を行う。

3 負担金

基礎負担金（仮称）とシステム事業費負担金（仮称）を設ける。

基礎負担金（仮称）は、法人運営に要する費用や研修、調査研究、広報等に充当するものとし、その総額は、現在の地方税電子化協議会の会費、全国地方税務協議会の会費及びO S S都道府県税協議会の事務経費負担金（人件費相当額を除く。）の合算額と同額とし、その按分方法は、現在の協議会における按分方法と同様とする。なお、3協議会の統合による効果を機構のガバナンス強化や研修、調査研究等の充実に活用する。

システム事業費負担金（仮称）は、地方税電子化協議会及びO S S都道府県税協議会の事業費に係る負担金に相当する区分を設け、各事業に充当するものとし、それぞれの区分の額は各事業費（事業関係人件費を含み、事業に関係して確保される収入を除く。）とし、それぞれの区分の按分方法は現在の負担金と同様とする。

なお、地方税共通納税システムの稼働に伴い、機構が金融機関に支払う収納手数料に要する費用については、各団体は、平成32年度以降、基礎負担金（仮称）やシステム事業費負担金（仮称）と区分して機構に支払う。

4 今後の対応

本基本方針を踏まえて検討を行い、第2回設立委員会において、定款の概要案、平成31年度事業計画の概要案、平成31年度予算（現金ベースの収支予算）の概要案、負担金按分方法案を決定する。